書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
山口県下関市丸山町３丁目２番５号
清算株式会社　株式会社油政商店
代表清算人　山根　亨海
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所下関支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
山形県米沢市城南４丁目３番16号
清算株式会社　株式会社フラスク
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（ヒ）第３号
長野県飯田市松尾新井6433番地１
清算株式会社　株式会社アイティーシー
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（ヒ）第１０３号
本店所在地　高知市升形１番17号藤林ビル３階東
清算株式会社　株式会社トシオ商店
代表清算人　武内　良平
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
大分県宇佐市大字下高家2019番地
清算株式会社　東九州電子工業株式会社
代表清算人　京田　高裕
１　決定年月日　令和８年１月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所中津支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０３３号
大阪府東大阪市宝町７番９号
清算株式会社　藤田電業株式会社
代表清算人　藤田　敦泰
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部